

HOPEニュース

平成29年3月号

日本システム(株) 医療福祉ソリューション本部

発行責任者：鳴松

TEL 099-254-7200

先日の雹にはびっくりしました。春の陽気と残寒がせめぎ合っているこの頃です。

さて、医療改定直前となりました、昨年程の大きな改定ではないとは言え、確実な準備が必要な事には代わりありません。弊社からご案内する資料・改定手引書に充分にお目を通して頂き、作業漏れや準備不足が発生しないよう宜しくお願い致します。ご不明点などございましたら弊社へご連絡お願い致します。

● 2017年4月診療報酬改定に伴う作業日程 ●

平成29年4月1日に施行される医療改定に対するシステムの変更作業は、以下のように予定しておりますので宜しくお願い致します。

- ① 改定作業は、医療機関様で実施していただきます。
(説明書に沿って作業していただく事で、留意点やシステム操作の変更点等ご理解いただけるようになっております。作業についての不明点は弊社へご連絡下さい)
- ② システム変更作業に必要な説明書及び、プログラム（CD-R）は、弊社より下記日程で送付致します。

日 程	内 容
3/23 (木)	弊社より各医療機関様へ『窓口改定プログラム（CD一式）』を送付します。
3/24 (金) ～ 3/28 (火)	『窓口改定プログラム（CD一式）』が医療機関様に到着します。 医療機関様にて、窓口改定作業を実施してください。・・・遅くても3月28日(火)までには作業を完了してください。
3/29 (水)～ 3/31 (金)	予備日
4/1 (土)～	医療改定本番の運用（窓口会計入力）・・・新しい点数で窓口計算を行います。

※レセプト改定について

今回の改定では、レセプト改定プログラム提供は発生しない見込みですがレセプト改定がある場合は、4月下旬に『レセプト改定プログラム（CD一式）』を送付いたします。

※最新の点数マスタリストは改定プログラム一式の中に同梱してあります。

● 平成29年4月改定の概要 ●

平成29年4月改定について、以下の内容がメーカーより連絡がありましたのでお知らせいたします。ご確認ください。

下記改定内容につきましては、今後の疑義の明確化などにより変更となる可能性がございますので、ご了承くださいませよう宜しくお願い致します。

1. 改定内容について

■平成29年3月31日をもって廃止となる医薬品について

- ・経過措置期限が「平成29年3月31日」で告示されている医薬品について、自動更新を行います。
[対象の医薬品マスタ] 約426件
(内) 移行先があるマスタ 約 31件 (名称・管理番号等を自動更新)
(内) 移行先がないマスタ 約395件 (使用期限日を自動登録)

■特定保険医療材料の単価変更について

- ・平成28年3月5日付官報にて、平成29年4月1日以降単価が変更される特定保険医療材料が告示されています。
- ・該当する特定保険医療材料の自動更新を行います。
[対象の特定保険医療材料マスタ] 9件

■「がん性疼痛緩和指導管理料2」の廃止

- ・「がん性疼痛緩和指導管理料2」について、平成29年3月末をもって廃止することとされています。
- ・該当の点数マスタについて、平成29年4月以降、使用できないよう「使用期限日」を更新します。

■「在宅時医学総合管理料3」「施設入居時等医学総合管理料3」の減算規定

- ・「在宅時医学総合管理料3」および「施設入居時等医学総合管理料3」について、施設基準として新たに、『在宅医療を提供した患者数を、在宅医療及び外来医療を提供した患者の合計数で除した値が0.95以上であること』が追加されました。
- ・平成29年4月以降、該当の施設基準を満たさない場合、「在宅時医学総合管理料3」または「施設入居時等医学総合管理料3」について、所定点数の100分の80に相当する点数を算定することとされています。
- ・上記に対応した点数マスタを、参考点数マスタに含めて提供致します。

■疑義解釈に伴う「一般名処方加算1」の算定要件の変更

- ・「一般名処方加算1」の算定要件について、平成28年6月14日付事務連絡「疑義解釈資料の送付について（その4）」において、以下の疑義回答が公表されています。

(問22) 一般名処方加算1について、「後発医薬品のある全ての医薬品（2品目以上の場合に限る。）が一般名処方されている場合」とあるが、先発医薬品のない後発医薬品も一般名で処方される必要があるのか。

(答) そのとおり（ただし、先発医薬品と薬価が同額又は高いものは除く。）。
 なお、平成29年3月31日までの間は、後発医薬品のある先発医薬品及び先発医薬品に準じたものについてのみ一般名処方されていた場合、先発医薬品のない後発医薬品が一般名処方となさなくても加算1を算定して差し支えない。また、一般名処方加算2の対象については従前の通り、先発医薬品のない後発医薬品は含まれない。

- ・平成29年4月1日以降、一般名処方加算1を算定する場合には、先発医薬品のない後発医薬品も一般名で処方する必要があります。
- ・「一般名処方加算の自動算定」および「一般名マスタへの自動変換」について、上記の疑義解釈に対応したプログラムを提供致します。

■「コンタクトレンズ検査料」の区分見直し

- ・平成28年4月改定において、「コンタクトレンズ検査料」の区分が以下のように、2区分から4区分に変更されました。

平成28年3月まで		平成28年4月から	
コンタクトレンズ検査料1	200点	コンタクトレンズ検査料1	200点
		コンタクトレンズ検査料2	180点
コンタクトレンズ検査料2	56点	コンタクトレンズ検査料3	56点
		コンタクトレンズ検査料4	50点

- ・ただし、平成28年3月末時点で「コンタクトレンズ検査料1」または「コンタクトレンズ検査料2」を届け出ている場合には、平成29年3月末までは、「コンタクトレンズ検査料1」または「コンタクトレンズ検査料3」で算定できるよう、経過措置が設けられていました。
- ・経過措置の終了に伴い、平成29年4月以降は、現在の施設基準で算定できるコンタクトレンズ検査料を、参考点数マスタから抜き取って使用して頂きますようお願い致します。

■「回復期リハビリテーション病棟入院料」の包括範囲変更

- ・回復期リハビリテーション病棟におけるリハビリテーションの実績が一定の水準に達しない医療機関の場合、「回復期リハビリテーション病棟入院料」を算定する患者に対して、1日に6単位を超えて提供

される疾患別リハビリテーションが「回復期リハビリテーション病棟入院料」に包括されることとなります。

- リハビリテーションの実績を、平成29年1月以降、地方厚生（支）局長に報告し、その後、3ヶ月ごとに（1月、4月、7月、10月）6カ月間の実績を報告し、2回以上連続して水準を下回った場合に包括されることとなります。

■特定器材コード「その他の特定器材：777770000」（未コード化特定器材）の廃止

- 未コード化特定器材について、平成29年3月31日をもって廃止され、平成29年4月診療分以降は使用できないこととされています。平成29年3月31日までに電算コードを設定して頂きますようお願い致します。
- なお、2月16日付で提供致しました「未コード化特定器材抽出プログラム」を4月改定プログラムに含めて提供致します。

■正常分娩の場合の「出産育児一時金」の請求先の変更

- 被用者保険加入者（社保）について、平成29年3月請求分までは、正常分娩の場合は「国保連合会」へ請求することとされていますが、平成29年4月請求分からは、正常分娩の場合であっても「支払基金」への請求することとなりました。

分娩／加入保険		3月請求まで	4月請求から
正常分娩	社保	国保連合会	支払基金
	国保	国保連合会	国保連合会
異常分娩	社保	支払基金	支払基金
	国保	国保連合会	国保連合会

《参考 URL》

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/hoken/shussan/index.html

- 正常分娩（社保分）の場合であっても、平成29年4月請求分以降は、請求先を支払基金として「専用請求書」を作成するよう対応致します。